

令和4年4月吉日

鹿児島中央高校同窓生の皆様へ

鹿児島中央高校同窓会

会長 米 盛 司 郎

バナー広告掲載について（お願い）

時下、同窓生の皆様には益々ご清栄にこととお慶び申し上げます。日頃より弊会の運営にご理解とご支援を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、我が母校 鹿児島中央高校も創立から60年余り。本年3月には第57期生が卒業、同窓会に入会致しました。同窓生も延べ2万4千名余り、それぞれにご活躍される様子を、日々、嬉しく、頼もしく感じております。同窓会のHPに於いて、学校の様子、同窓会並びに各支部の活動、同窓生の活躍等、出来る限りお伝え出来ますよう、広報部を起ち上げてその運営に取り組んでおります。

同窓会の活動は、会の運営に関する通常業務のほか、支部活動の支援業務、周年事業の実施に関する業務、在校生を支援する業務など、多岐に亘ります。その活動を支えております新規入会者（卒業生）からの入会金で不足する活動資金を、総会開催時の新聞広告の余剰金、周年事業の繰越金ほかで補填しておりますが、年々逼迫しておりますのが現状であります。

つきましては、皆様の事業所等のバナー広告をHPに掲載して頂きまして、その広告料金を、HP運営の原資とさせて頂くと同時に、その余剰金を同窓会活動費の資金として活用させて頂きたいと考えます。各創立十周年事業、そして迎える百周年事業に向けて、同窓会の安定的な活動が継続出来ますように、皆様のご協力をお願い致します。

なお、掲載に関する詳細につきましては、HPトップページ下段をご参照下さい。令和4年3月現在、19名の同窓生の皆様にご協力を頂いております。掲載の手続につきましては、HP運営管理を受託しております株式会社フォーエバー（14期久永忠範氏）が担当致します。

## 鹿児島中央高校同窓会 バナー広告協賛申込書

申込日 令和 年 月 日

協賛者名		
卒業生名		卒業期 期
広告担当者名		
担当者連絡先	電話番号（担当部署があれば、部署名まで、携帯でも可）	
	メールアドレス（データの送受信ができるアドレス）	
書類送付先住所	〒	
リンク先 URL	リンクするアドレス	
バナー作成	作成を依頼する ・ 自分で作成する （どちらか選択） *バナーの大きさ 幅180ピクセル×高さ52ピクセル *作成依頼の場合は、会社ロゴや文字ロゴの提供をお願いします。	
広告掲載期間 料金	掲載期間：申込掲載翌月から当該年度3月31日まで 掲載料金：掲載月の翌月から当該年度3月までの月数 2,000円（税込）×月数	
広告料振込先	銀行名 鹿児島銀行 高見馬場支店 普通口座 3042772 口座名 鹿児島中央高校 同窓会広報部 (カゴシマチユオウコウコウ ドウソウカイコウホウブ) ※振込手数料は、お客様負担でお願いします。	
備考	掲載料金は同窓会広報部から請求書をお送りします。 請求書が届いてからの処理で結構です。 【FAX 送付先】099-250-2333 株式会社フォーエバー 久永宛	

鹿児島中央高校同窓会 広報部

鹿児島県立鹿児島中央高等学校同窓会  
ホームページ広告掲載取扱要綱

平成 29 年 7 月

鹿児島中央高校同窓会 広報部会

(目的) この要綱は鹿児島県立鹿児島中央高等学校同窓会インターネット上に公開しているホームページへの広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類および範囲)

第2条 ホームページに掲載する広告は、鹿児島県立鹿児島中央高等学校同窓会(以下「同窓会」としての品位等を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

- 1) 法令または条例もしくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの
- 2) 宗教性、政治性のあるものや選挙に関係するもの
- 3) 公序良俗に反するおそれのあるもの
- 4) 前各号に掲げるもののほか、同窓会がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 ホームページに掲載する広告は、鹿児島県立鹿児島中央高等学校同窓会会員が在籍する企業・団体のもののみとする。

(広告の規格および掲載位置)

第3条 広告の規格は原則として次に各号のとおりとする。

- 1) 高さ 天地 52ピクセル 幅 左右 180ピクセル
- 2) 容量 25KB以内
- 3) データ形式 GIF、JPEG
- 4) バナー制作不要の方は、テキストでも構いません。

(広告掲載料)

第4条 トップページ枠は、1枠あたりの広告掲載料は年間 24,000 円(税込)とする。

原則広告掲載料は返金しないものとする。

2 年度途中からの申込については、掲載月翌月からの月割りの年度末までの掲載料とする。月額 2,000 円(税込)×掲載月の支払いとなる。

(広告掲載期間)

第5条 広告掲載期間は、登録年度から翌年度の3月31日までとする。途中 申し込みの場合もこの掲載期間とします。但し、解約のお申し出がない場合は、次年度へ1年更新するものとする。

2 サーバーのメンテナンスや不慮の事故等でホームページを閉鎖した場合、その閉鎖期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

2) 掲載内容の修正に伴い、広告掲載が一時中断された場合、その中断期間に応じて掲載期間の延長は行わないものとする。

3) 広告掲載期間の延長は、広告掲載期間終了2ヶ月前に同窓会広報部会より通知される案内によるものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するもの(以下「申込者」)は同窓会ホームページ上にある「広告バナー掲載申込」より必要事項を記入し申し込むか、又は同窓会広報部会の担当者への申し込みによるものとする。

(広告記載の決定)

第7条 同窓会広報部会は前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の振込み)

第8条 広告掲載の決定を受けたもの(以下「広告主」という)は、すみやかに指定口座へ振り込むものとする。振込み手数料は広告主が負担するものとする。

(広告内容の責任)

第9条 広告原稿に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 第三者から広告に関連して被害を被った旨の申告があった場合は、広告主の責任および負担において解決するものとする。

(広告主の届出義務)

第10条 広告主は次の各号に該当する場合は、同窓会ホームページ上にある「広告バナー掲載申込」より必要事項を記入し、すみやかに同窓会広報部会に届け出なくてはならない。

- 1) 広告掲載を取り下げるとき
- 2) 広告を差し替えるとき
- 3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき
- 4) 前各号に規定するもののほか、申請内容に変更があった場合

(広告掲載の取消し)

第11条 同窓会は次の各号に該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- 1) 期限内に広告掲載料を納付しなかったとき
- 2) 広告内容が第2条各号に該当することが判明したとき
- 3) 広告主から広告申込内容変更届により、広告掲載を取下げ旨の届出があった場合
- 4) 前各号に掲げるもののほか、同窓会が広告掲載を取り消す必要があると認めたとき

- 2 前項の規定により掲載を取り消した場合は、同窓会は、広告主に通知するものとする。
- 3 第1項2号から第4号の各号に掲げる規定により、広告掲載の取消しを行ったときは、第4条の規定による広告掲載料は返金しないものとする。

(損害賠償)

第12条 前条第1項第2号に該当する事由により同窓会が損害を被った場合は、同窓会は 広告主に対して損害賠償請求を行うことができるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は同窓会が別に定める。

#### 【振込指定口座】

銀行名 鹿児島銀行 高見馬場支店

普通口座 3042772

口座名 鹿児島中央高校 同窓会広報部(カゴシマチユオウコウコウ ドウソウカイコウホウブ)

※振込手数料は、お客様負担でお願いします。

平成 29 年 7 月 18 日

鹿児島県立鹿児島中央高等学校同窓会広報部会

改定附則

第 4 条 2 を平成 30 年 7 月 26 日に追記

第 4 条 令和2年2月6日修正

第 5 条 令和2年2月6日修正